

新	旧
<p style="text-align: center;">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 27 年 3 月 1 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(海外商社の格付変更<u>及び</u>継続申請について)</p> <p>第 3 条 名簿規程第 6 条第 1 項の規定による海外商社の格付変更又は名簿規程第 12 条第 4 項の規定による P N 格の有効期間の延長を希望する者は、別紙様式第 3 による「海外商社格付変更・継続申請書」1 通及び名簿規程第 8 条に規定する信用調査報告書 (P N 格への変更<u>又は P N 格の有効期間の延長</u>を希望する場合は、名簿規程第 12 条第 2 項第 2 号に規定する書類をもって当該信用調査報告書に代えることができる。) 1 通を本店等に提出するものとする。</p> <p>第 4 条 ～ 第 6 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 27 年 3 月 1 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿及び与信枠関係手続細則</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063</p> <p style="text-align: center;">沿革 (略)</p> <p>第 1 条 ～ 第 2 条 (略)</p> <p>(海外商社の格付変更、<u>継続及び個別保証枠の増額</u>申請について)</p> <p>第 3 条 名簿規程第 6 条第 1 項の規定による海外商社の格付変更又は名簿規程第 12 条第 4 項の規定による P N 格の有効期間の延長を希望する者は、別紙様式第 3 による「海外商社格付変更・継続申請書」1 通及び名簿規程第 8 条に規定する信用調査報告書 (<u>設立後 1 年未満の海外商社の P N 格への変更</u>を希望する場合は、名簿規程第 12 条第 2 項第 2 号に規定する書類をもって当該信用調査報告書に代えることができる。) 1 通を本店等に提出するものとする。</p> <p>第 4 条 ～ 第 6 条 (略)</p>